

【令和6年度 所定疾患施設療養費について】

平成24年の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症等の疾患を発症した場合における施設内の対応について、以下の条件を満たした場合に評価される事となりましたので、ご報告致します。

【所定疾患施設療養費Ⅰ】1日：239単位

- ① 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として（投薬・検査・注射・処置等）が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とする。（月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を7回算定は認められない）
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ④ 算定する場合にあたっては、診断名・診断を行った日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査・処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- ⑤ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

【所定疾患施設療養費Ⅱ】1日：480単位

- ① 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として（投薬・検査・注射・処置等）が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とする。（月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を10回算定は認められない）
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ④ 算定する場合にあたっては、診断名・診断を行った日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査・処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎・尿路感染症及び帯状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- ⑤ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑥ 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎・尿路感染症・帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用・薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

【所定疾患療養費対象者】

- イ 肺炎
- ロ 尿路感染症
- ハ 带状疱疹
- 二 蜂窩織炎
- ホ 慢性心不全の増悪

実施状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

期間		肺炎	尿路感染症	帶状疱疹	蜂窩織炎	慢性心不全	治療内容
4月	人数	3名	2名	0名	0名	0名	投薬・点滴
	日数	15日	12日	0日	0日	0日	
5月	人数	1名	6名	0名	0名	0名	投薬・点滴
	日数	2日	30日	0日	0日	0日	
6月	人数	0名	6名	0名	2名	0名	投薬・点滴
	日数	0日	32日	0日	18日	0日	
7月	人数	3名	13名	0名	0名	0名	投薬・点滴
	日数	16日	47日	0日	0日	0日	
8月	人数	1名	17名	0名	0名	0名	投薬・点滴
	日数	4日	67日	0日	0日	0日	
9月	人数	2名	5名	1名	1名	1名	酸素・投薬・点滴
	日数	5日	24日	7日	7日	10日	
10月	人数	2名	2名	1名	1名	0名	投薬・点滴
	日数	12日	10日	5日	7日	0日	
11月	人数	0名	0名	0名	0名	0名	-
	日数	0日	0日	0日	0日	0日	
12月	人数	0名	5名	0名	0名	0名	投薬・点滴
	日数	0日	29日	0日	0日	0日	
1月	人数	0名	3名	0名	0名	0名	投薬・点滴
	日数	0日	13日	0日	0日	0日	
2月	人数	1名	3名	0名	0名	0名	投薬・点滴
	日数	3日	17日	0日	0日	0日	
3月	人数	1名	10名	0名	0名	0名	投薬・点滴
	日数	4日	56日	0日	0日	0日	